

現行の手引き（本書）による生殖医療専門医認定試験は2024年度をもって終了し、2025年度の生殖医療専門医認定審査より新・生殖医療専門医認定審査の手引き（新・手引き）が適用されます。2025年度以降は新・手引きに準じて申請書類を作成、提出してください。

一般社団法人 日本生殖医学会 生殖医療専門医制度

生殖医療専門医認定審査の手引き

一般社団法人 日本生殖医学会
生殖医療従事者資格制度委員会

2011年4月1日

一部改定:2012年1月26日

一部改定:2012年4月1日

一部改定:2013年7月17日

一部改定:2016年6月29日

一部改定:2016年9月30日

一部改定:2017年2月17日

一部改定:2018年4月1日

一部改定:2019年6月21日

一部改定:2020年9月17日

一部改定:2022年3月16日

一部改定:2022年6月24日

一部改定:2022年9月15日

一部改定:2023年9月21日

現行の手引き（本書）による生殖医療専門医認定試験は2024年度をもって終了し、2025年度の生殖医療専門医認定審査より新・生殖医療専門医認定審査の手引き（新・手引き）が適用されます。2025年度以降は新・手引きに準じて申請書類を作成、提出してください。

目次

1. 専門医認定審査を受ける方々へ	3 頁
2. 審査の手順	4 頁
3. 申請資格	5 頁
4. 申請書類の種類	6 頁
5. 申請書類の記入	7 頁
6. 申請書類の提出方法	12 頁
7. 審査料	12 頁
8. 認定一次審査	13 頁
9. 認定二次審査	13 頁
10. 認定審査終了後の手続き	13 頁

付録:

[様式2] 日本生殖医学会生殖医療専門医認定試験申請書	16 頁
[様式3] 研修証明書	17 頁
[様式4-産婦人科] 症例レポート(一般不妊症例)	18 頁
[様式5-産婦人科] 症例レポート(体外受精または顕微授精症例)	19 頁
[様式4-泌尿器科] 症例レポート(手術症例)	20 頁
[様式5-泌尿器科] 症例レポート(手術症例以外)	21 頁
[様式6] 診療実績一覧(任意提出)	22 頁
[様式7] 研修期間延長申請書	24 頁
生殖医療専門医制度細則	25 頁

現行の手引き（本書）による生殖医療専門医認定試験は2024年度をもって終了し、2025年度の生殖医療専門医認定審査より新・生殖医療専門医認定審査の手引き（新・手引き）が適用されます。2025年度以降は新・手引きに準じて申請書類を作成、提出してください。

1. 生殖医療専門医認定審査を受ける方々へ

日本生殖医学会生殖医療専門医制度は生殖医療における広い知識、練磨された技能と高い倫理性を備えた医師を養成し、更に生涯にわたる研修を推進することによって、生殖医療の水準を高めることを目的とします。そのため学会は生殖医療専門医研修のための認定研修施設・研修連携施設の指定を行い、生殖医療専攻医は指導責任医のもと、学会の定めた研修内容に沿って臨床研修を行わなければなりません。したがって、本審査は一定の水準に達した生殖医療に従事する医師を学会が認定するためのものであり、生殖医療従事者資格制度委員会規約および生殖医療専門医制度細則に定めるところにより施行されます。

本会の生殖医療専門医認定審査を希望される方々は、以下の各項を参照のうえ、所定の手続きをお取りください。特に提出される書類のうち、症例レポートの書き方については、「5. 申請書類の記入と提出物について 3),4)症例レポート」の項目を必ず熟読の上、十分に注意して記入提出をしてください。

現行の手引き（本書）による生殖医療専門医認定試験は2024年度をもって終了し、2025年度の生殖医療専門医認定審査より新・生殖医療専門医認定審査の手引き（新・手引き）が適用されます。2025年度以降は新・手引きに準じて申請書類を作成、提出してください。

2. 審査の手順

生殖医療専門医認定審査には書類審査(一次審査・研修修了認定)と、筆記試験・口頭試験(二次審査)があります。

一次審査は申請書類についての審査で、生殖医療従事者資格制度委員会で行い、結果を理事会で認定します。二次審査は一次審査合格者について行います。

以下に2020年度に研修開始申請を行った場合のタイムスケジュール例(予定)について示しますので参考にしてください。

2020年4月～6月上旬	生殖医療従事者資格制度委員会へ研修開始登録申請書の提出
2020年7月頃	生殖医療従事者資格制度委員会での申請書類審査
2020年8月頃	審査結果通知
2020年4月1日 ～2023年3月31日	生殖医療専攻医として所定の研修 (研修期間は3年間。書面による申し出によって最大2年間延長可能)
2023年4月～5月下旬	生殖医療従事者資格制度委員会へ認定試験申請書の提出
↓	
2023年7月頃	一次審査の合否(研修修了認定の可否)を通知
↓	
2023年8月頃までに	二次審査料の納入(一次審査合格者のみ)
↓	
2023年10月頃までに	二次審査受験票の送付
↓	
2023年12月頃	二次審査
↓	
2024年2月頃	合否通知、生殖医療専門医登録料の納入・手続
↓	
2024年3月頃	理事会で合否結果を審査のうえ、認定者決定
↓	
2024年4月1日	生殖医療専門医登録

現行の手引き（本書）による生殖医療専門医認定試験は2024年度をもって終了し、2025年度の生殖医療専門医認定審査より新・生殖医療専門医認定審査の手引き（新・手引き）が適用されます。2025年度以降は新・手引きに準じて申請書類を作成、提出してください。

3. 申請資格

専門医の認定申請ができる資格は、下記の1)～4)の条件をすべて満たす者としています。

- 1) 我が国の医師免許を有する者。
- 2) 研修開始申請時から引き続き産婦人科専門医（日本産科婦人科学会認定もしくは日本専門医機構認定、以下同様）または泌尿器科専門医（日本泌尿器科学会認定もしくは日本専門医機構認定、以下同様）である者。
- 3) 研修開始申請時から引き続き日本生殖医学会の会員である者。
- 4) 生殖医療専門医制度細則 第6章（本手引き参考資料を参照のこと）の研修内容のすべてを満たす者。

注) 研修開始申請について

研修開始申請時に、研修を受ける（予定含む）認定研修施設の生殖医療専門医（指導医）による承認を受けること、産婦人科専門医（日本産科婦人科学会認定もしくは日本専門医機構認定、以下同様）または泌尿器科専門医（日本泌尿器科学会認定もしくは日本専門医機構認定、以下同様）であること、入会日から2年以上継続する日本生殖医学会会員歴が必要です。（入会年月日はWEB会員証にて確認いただけます）

研修開始申請の場合には、所定の期間内に、①生殖医療専門医研修開始登録申請書（様式1）、②有効期間内の産婦人科専門医あるいは泌尿器科専門医証の写し、③申請料振り込みの写し、④顔写真データ（メール提出）、を生殖医療従事者資格制度委員会に郵送にて提出してください。これら4点そろっての提出を期限内に行っていただきます。

生殖医療従事者資格制度委員会で研修開始申請が許可された場合には、研修期間は研修開始申請が認められた日からさかのぼった同年4月1日から丸3年間（3月31日まで）とします。例えば、2020年に研修開始した場合には、研修期間は2020年4月1日から2023年3月31日までとなります。

現行の手引き（本書）による生殖医療専門医認定試験は2024年度をもって終了し、2025年度の生殖医療専門医認定審査より新・生殖医療専門医認定審査の手引き（新・手引き）が適用されます。2025年度以降は新・手引きに準じて申請書類を作成、提出してください。

4. 申請書類の種類

申請書類は下記の通りです。

- 1) 日本生殖医学会生殖医療専門医認定試験申請書[様式2]
- 2) 研修証明書[様式3]

<産婦人科専門医提出>

- 3) 症例レポート(一般不妊症例)(5例) [様式4-産婦人科]
- 4) 症例レポート(体外受精または顕微授精症例)(5例)[様式5-産婦人科]

<泌尿器科専門医提出>以下10例のうち、ARTの症例を3例程度とする

- 3) 症例レポート(手術症例)(6例)[様式4-泌尿器科]
- 4) 症例レポート(手術症例以外)(4例)[様式5-泌尿器科]

- 5) 日本生殖医学会 生殖医療従事者講習会 受講証明書(研修期間中のもの)
- 6) 日本生殖医学会・学術講演会 出席証明書 (3回)(研修期間中のもの)
- 7) 研修期間中に日本生殖医学会・学術講演会での筆頭演者としての発表の証明
- 8) 論文別刷 (研修期間中に生殖医学に関する論文で、査読のある医学雑誌に筆頭著者として採択されたもの)
- 9) 学位内容証明書 (生殖医学に関するもの)*
- 10) 論文別刷 (研修開始以前に、生殖医学に関する論文で、査読のある医学雑誌に筆頭著者として発表したもの)*
- *9)または10)のいずれかがある場合には、7)および8)は不要です。
- 11) 診療実績一覧(産婦人科領域用または泌尿器科領域用)[様式6]**
- **11)は任意提出です。提出していただいた場合には、二次審査の参考資料として使用いたします。
- 12) 医師免許証写し1部
- 13) 有効期限内の産婦人科あるいは泌尿器科の専門医認定証写し1部
- 14) 申請書類受領ハガキ(官製ハガキに送付先住所・氏名を記入したものを各自ご用意ください)

※様式2～6は本手引きの付録として綴込んであります。

また本会ホームページ(<http://www.jsrm.or.jp>)からダウンロードも可能です。

現行の手引き（本書）による生殖医療専門医認定試験は2024年度をもって終了し、2025年度の生殖医療専門医認定審査より新・生殖医療専門医認定審査の手引き（新・手引き）が適用されます。2025年度以降は新・手引きに準じて申請書類を作成、提出してください。

5. 申請書類の記入と提出物について

1) 生殖医療専門医認定試験申請書 [様式2]

- ① 記入年月日は西暦で記入してください。
- ② 氏名およびふりがなを記載してください。このとき印鑑を忘れずに捺印してください。
- ③ 勤務施設名・同所在地は、現在（書類記入時）の勤務施設名を記入してください。
- ④ 日本生殖医学会会員番号（7桁の数字）、入会年月日（西暦）を正確に記入してください。また、申請時において、継続して満5年以上の会員歴（研修開始以前2年間+研修3年以上）が必要です。
- ⑤ 基本領域学会（産婦人科、泌尿器科のいずれか）の専門医番号と、取得年月日を西暦で記入してください。
- ⑥ 研修開始登録をした年月日を西暦で記入してください。
- ⑦ 保持される基本領域専門医によって産婦人科または泌尿器科の症例レポートならびに筆記試験における選択問題を決定いたします。かならずどちらかを申告してください。

2) 研修証明書 [様式3]

- ① 記入年月日は西暦で記入して下さい。
- ② 研修期間中に研修のため所属した全ての施設名と、所属期間を、所属開始時期の早いものから順に記載して下さい。なお、所属施設が認定研修施設の場合には施設名の前に◎をつけて下さい。（研修期間中は、診療に従事している必要があります。また、研修期間内に満1年以上認定研修施設に常勤で所属し研修を行うことが必要です。）
- ③ 認定研修施設名を記入し、学会が定めた認定研修施設指定番号を記入してください。
- ④ 認定研修施設の研修指導責任医師に自署・捺印してもらい、生殖医療専門医登録番号を記入してもらって下さい。

現行の手引き（本書）による生殖医療専門医認定試験は 2024 年度をもって終了し、2025 年度の生殖医療専門医認定審査より新・生殖医療専門医認定審査の手引き（新・手引き）が適用されます。2025 年度以降は新・手引きに準じて申請書類を作成、提出してください。

<産婦人科専門医>

3) 症例レポート(一般不妊症例) [様式4-産婦人科]

- ① 症例レポートは研修中に経験した一般不妊症例(男性不妊・女性不妊・不育症・生殖遺伝症例など生殖医療に関するもの)の中から、5 症例について記載してください。
- ② 1から5までの症例番号を記入してください。

4) 症例レポート(体外受精または顕微授精症例) [様式5-産婦人科]

- ① 症例レポートは研修中に経験した体外受精または顕微授精症例の中から、5 症例について記載してください。
- ② 1から5までの症例番号を記入してください。

<泌尿器科専門医>

以下の 10 症例を提出いただきますが、そのうち 3 症例程度は「男性不妊治療中に ART を施行した症例」を含めてください。また ART に関しても可能な限り詳細をご記載ください。

3) 症例レポート(手術症例) [様式4-泌尿器科]

- ① 症例レポートは研修中に経験した手術症例(生殖医療に関するもの)から、6 症例について記載してください。
- ② 1から6までの症例番号を記入してください。

4) 症例レポート(手術症例以外) [様式5-泌尿器科]

- ① 症例レポートは研修中に経験した手術症例以外から、4症例について記載してください。
- ② 1から4までの症例番号を記入してください。

※全ての症例レポートについての共通事項

所属の認定研修施設の生殖医療専門医が、症例レポートに記載された症例を経験したことを証明する必要があります。認定研修施設の研修指導責任医師に自署・捺印してもらい、生殖医療専門医登録番号を記入してもらって下さい。レポートに不備があり、内容照会されて再提出をする場合も、指導責任医師の自署捺印、専門医登録番号の記入は改めて必要です。

なお、症例レポートのフォントサイズは 10 ポイント以上として下さい。

必読:症例レポートの記載について

(注意) 2005 年 4 月から個人情報の適正な取扱いをはかるために「個人情報保護法」が施行されました。症例レポート記入の際、患者氏名など個人を特定できる情報は症例レポートに記載しないようにしてください。

生殖医療従事者資格制度委員会の審査において、症例レポートには申請者の生殖医療専門医としての知識、技能が適切に備わっていることが認識できる内容を求めま

現行の手引き（本書）による生殖医療専門医認定試験は2024年度をもって終了し、2025年度の生殖医療専門医認定審査より新・生殖医療専門医認定審査の手引き（新・手引き）が適用されます。2025年度以降は新・手引きに準じて申請書類を作成、提出してください。

す。その審査にあたっては、以下の項目をよく精査したうえで行ってまいります。参考にし、詳細適切な記述をしてください。下記項目を勘案した記述がない場合は審査の結果、研修修了認定できない場合や研修を最初からやり直していただく場合があります。

- 必要な病歴が記載されている。
- パートナーの情報が十分に記載されている。
- 内診所見、超音波所見等、身体的所見が十分に記載されている。
- 正確な診断が下されている。
- 検査成績や診断に基づく治療が立案されている。
- 説明と同意の上治療が行われている。
- 体外受精、顕微授精の適応が明確に記載されている。
- 治療の方法、効果や結果、経過の記載が十分である。
- 手術を施行した場合の必要な手術所見の記載がある。
- 用語が適切に記載されている
(日本産科婦人科学会、日本泌尿器科学会の用語集、
生殖医療の必修知識に準拠)。
- 適切な検査が施行されており、結果は正確な単位と共に記載されている。
- 薬剤名は一般名とし、投与量や投与期間が正確に記載されている。
- 診療に関して倫理的な問題がない。
- 指導医の署名捺印がある。

それぞれの項目で

1)十分である 2)修正が必要である 3)不可 などと判定

レポートを不備として不合格となる例としては以下のようなことが挙げられます。

- ✓ 誤字(文字・用語・単位の記載間違いや 染色体核型の表記の誤記)や用語集等に則った語句の記載がない。略語等ではなく、正式名称(最初の使用時には full spell で記載し、以降、略語を可とする場合もある)で記載すべきである。
- ✓ 標準的ではない、施設独自の名称や略語の記載は不可である。
- ✓ 年齢(歳)、妊娠歴が記載されていない。
- ✓ 治療経過が不明瞭である。
- ✓ 月経周期の記載がない。
- ✓ 生殖医療に関するレポートではない症例が含まれている。
- ✓ 診断基準が不明確で、所見と診断が一致しない。
- ✓ 治療適応の記載が不明確である。
- ✓ 検査所見の詳細な記載がない。
- ✓ 検査の是非の詳細がない(この検査ではなくこの検査を選択した、等の理由や詳細)。
- ✓ 診断のために行った検査は異常の有無に関わらず、検査項目、検査結果等詳細に記載されているべきであるが、記載がない。

現行の手引き（本書）による生殖医療専門医認定試験は2024年度をもって終了し、2025年度の生殖医療専門医認定審査より新・生殖医療専門医認定審査の手引き（新・手引き）が適用されます。2025年度以降は新・手引きに準じて申請書類を作成、提出してください。

- ✓ 薬物療法を行った場合の正しい薬剤名（一般名）、薬剤の投与量について記載がない。
- ✓ 身体的所見についての詳細な記載がない。
- ✓ 手術を施行した場合の手術適応、術式について記載がない。
- ✓ 治療転帰の記載がない。
- ✓ 診断名が生殖医療に関するものではない（例えば甲状腺機能低下症など）、診断名が適切ではない。
- ✓ 体外受精・顕微授精の症例レポートにおいて、その適応、刺激方法、刺激内容、移植胚のグレード評価など詳細な記載がない。
- ✓ ステップアップの基準等が明示されていない。
- ✓ ARTの適応には該当しない診断をしている。
- ✓ 精液所見の記載がない。
- ✓ 男性因子の具体的診断名（高度乏精子症・精子無力症など）の記載がない。
- ✓ 精液所見の良・不良の評価が混在し、具体的な精液所見がない。

5) 日本生殖医学会 生殖医療従事者講習会 受講証明書

研修期間中に表に示す①～⑧の単位項目すべてを受講していることが必要です。日本生殖医学会が発行した受講の証明書を添付してください。

単位数	単位項目	時間(分)	新規必須項目	更新必須項目
1	①生殖医療総論・トピック ／生殖倫理・関係法規	60	*	*
1	②生殖遺伝 ／生殖免疫・感染症等	60	*	
1	③女性生殖生理・生殖内分泌 ／一般治療各論（女性手術・不育症）	60	*	
1	④男性生殖生理・生殖内分泌 ／一般治療各論（男性不妊）	60	*	
1	⑤治療総論・検査・診断 ／一般治療各論（排卵誘発）	60	*	*
1	⑥一般治療最近の進歩 ／子宮内膜症	60	*	*
1	⑦生殖補助医療総論・管理 ／生殖補助医療最近の進歩	60	*	*
1	⑧生殖補助医療各論 （体外受精／顕微授精）	60	*	

6) 日本生殖医学会・学術講演会 出席証明書

研修期間中に3回出席していることが必要です。日本生殖医学会が発行した出席証明書を添付してください。

※5)日本生殖医学会 生殖医療従事者講習会 受講証明書、6)日本生殖医学会・学術講演会 出席証明書について

上記につきましてはご自身のWEB 会員証の単位照会のページをA4で印刷していただき、申請書にご同封ください。

◆WEB 会員証は以下 URL からログインください。

<https://member.jsrm.or.jp/#/login>

◆パスワードを忘れた方はログインページ下部の「※パスワードを忘れた方はこちらから」より再発行の手続きを行ってください。

7) 研修期間中の日本生殖医学会・学術講演会での筆頭演者としての発表の証明

日本生殖医学会学術講演会プログラムの、抄録ページをA4版にコピーしたものを添付してください。

8) 論文別刷（研修期間中に生殖医学に関する論文で、査読のある医学雑誌に筆頭著者として発表したもの）

論文別刷(pdfも可)に加えて、論文の投稿規定などの査読を受けた医学論文であることを証明する資料を提出してください。なお論文別冊は、全ての掲載ページ分を添付してください。

9) 学位内容証明書（生殖医学に関するもの）*

学位論文のコピーなど、学位内容が生殖医学に関するものであることを証明する資料(学位記+学位を取得した論文の提出等とし、生殖医学に関するものであることを証明してください)を提出してください。A4版に縮小コピーしたものを添付してください。

10) 論文別刷（研修開始以前に、生殖医学に関する論文で、査読のある医学雑誌に筆頭著者として発表したもの）*

論文別刷(pdfも可)に加えて、論文の投稿規定などの査読を受けた医学論文であることを証明する資料を提出してください。なお論文別冊は、全ての掲載ページ分を添付してください。

*9)または10)のいずれかがある場合には、7)および8)は不要です。

例) 9)がある・・・9)のみ提出可。7)8)10)不要

10)がある・・・10)のみ提出可。7)8)9)不要

9)または10)がない・・・7)8)の提出必要

11) 診療実績一覧(産婦人科領域用または泌尿器科領域用)[様式6]<任意>

研修期間中に認定研修施設および研修連携施設で経験した症例を記載し

現行の手引き（本書）による生殖医療専門医認定試験は2024年度をもって終了し、2025年度の生殖医療専門医認定審査より新・生殖医療専門医認定審査の手引き（新・手引き）が適用されます。2025年度以降は新・手引きに準じて申請書類を作成、提出してください。

てください。産婦人科領域の専攻医は、体外受精・顕微授精・胚移植症例を最大100例まで（2ページ以上になる場合には両面コピーで記載し2枚まで提出可）、泌尿器科領域の専攻医は不妊関連手術症例を最大50例まで（片面または両面コピーで1枚のみ提出可）。カルテ番号は個人情報保護の観点から、下2桁は〇〇の様にマスクして記載してください。認定研修施設の研修指導責任医師に自署・捺印してもらい、生殖医療専門医登録番号を記入してもらって下さい。

**11)は任意提出です。提出していただいた場合には、二次審査の参考資料として使用いたします。

12) 医師免許証写し1部

A4版に縮小コピーしたものを添付してください。なお、改姓等により氏名の変更があった場合は、個人情報の開示に同意の上、同一人物であることを証明できる書類を添付してください。

13) 申請時に有効な(有効期限内の)産婦人科あるいは泌尿器科の専門医認定証写し1部

A4版に縮小コピーしたものを添付してください。

14) 申請書類受領ハガキ

官製ハガキに受領通知の送付先住所・氏名を記入したものを各自ご用意ください。なおフリクションペンは使用しないでください。

6. 申請書類の提出方法

申請書類送付先:

〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-17-17 アイオス永田町 503 号
一般社団法人 日本生殖医学会生殖医療従事者資格制度委員会

※ 封筒に「生殖医療専門医認定申請書在中」と記載してください。

※ 送付の際は簡易書留（送料は申請者負担）としてください。

申請締切日:当該年5月下旬～6月上旬頃（申請時にご確認ください）

7. 審査料

審査料の納入は、一次審査合格通知を受けた後に生殖医療従事者資格制度委員会指定の専用口座に審査料を送金してください。一旦納入された審査料については返還いたしません。

現行の手引き（本書）による生殖医療専門医認定試験は2024年度をもって終了し、2025年度の生殖医療専門医認定審査より新・生殖医療専門医認定審査の手引き（新・手引き）が適用されます。2025年度以降は新・手引きに準じて申請書類を作成、提出してください。

なお、審査料の納入は委員会指定の期限までに済ませてください。審査料が納入されないと二次審査の受験をしないものとみなしますのでご注意ください。

8. 認定一次審査(研修修了認定)

- 1) 生殖医療従事者資格制度委員会による書類審査です。
- 2) 一次審査の可否は、委員会より申請者に通知いたします。
- 3) 合格者には二次審査の実施日時、会場、審査料の振込方法などについても可否通知とともに連絡いたします。

9. 認定二次審査

- 1) 二次審査の実施日時および会場については、一次審査合格者に可否通知とともに連絡いたします。
- 2) 二次審査は、筆記試験と口頭試験にて行います。
 - ① 筆記試験
筆記試験問題は、生殖生理、男性内分泌、男性一般不妊、女性内分泌、女性一般不妊、生殖補助医療、不育症、生殖倫理、遺伝の各項目について設問いたします。各項目のうち生殖生理、生殖補助医療、不育症、生殖倫理、遺伝の項目は必須項目とし、内分泌・一般不妊については泌尿器科専門医を保持する方は「男性内分泌と男性一般不妊」を、産婦人科専門医を保持する方は「女性内分泌と女性一般不妊」を選択してください。問題数は全体で50問であり、その配分は生殖生理が5問、男性内分泌が5問、男性一般不妊が15問、女性内分泌が5問、女性一般不妊が15問、生殖補助医療が10問、不育症が5問、生殖倫理が5問、遺伝が5問です。また、マークシート方式で行いますので、筆記用具としてHB鉛筆、消しゴムをご用意ください。
 - ② 口頭試験
原則として、受験者1名に対し3名の試験官により15分間程度行います。質問項目は、倫理、技術、知識などを問うものであり10点満点で評価をいたします。

10. 認定審査終了後の手続き

- 1) 審査結果の通知
可否は当該年度の2月までに各申請者宛に通知します。
- 2) 登録申請の手続き
審査合格者は顔写真データの提出ならびに、登録料を指定された日時までに指定された方法で振り込んでください。

現行の手引き（本書）による生殖医療専門医認定試験は2024年度をもって終了し、2025年度の生殖医療専門医認定審査より新・生殖医療専門医認定審査の手引き（新・手引き）が適用されます。2025年度以降は新・手引きに準じて申請書類を作成、提出してください。

3) 認定証の交付と生殖医療専門医氏名の公表

認定証は合格者が手続きを完了し、理事会審査の上、認定者となった方に、認定審査申請年度の翌年4月1日付で交付されます（例：2016年度に認定審査申請を行い認定された者は2017年4月1日付で交付されます）。生殖医療専門医認定審査合格者の氏名は学会ホームページと日本生殖医学会雑誌に掲載されます。

ホームページで公表される氏名・所属は毎年4月1日に掲載・更新しています。

4) 不合格者の認定審査再申請

不合格者の認定審査再申請は不合格になった審査からの再受験となりますが、二次審査の受験資格は申請の有無に拘らず3年間に限り有効です。3年を過ぎますと再度研修開始登録申請をいただいた上で3年間研修を行っていただき、一次審査から受験していただきます。その際はその後の研修期間を含めた研修証明書[様式3]を提出していただきます。

現行の手引き（本書）による生殖医療専門医認定試験は2024年度をもって終了し、2025年度の生殖医療専門医認定審査より新・生殖医療専門医認定審査の手引き（新・手引き）が適用されます。2025年度以降は新・手引きに準じて申請書類を作成、提出してください。

付 録

[様式2] 日本生殖医学会生殖医療専門医認定試験申請書	-----	16 頁
[様式3] 研修証明書	-----	17 頁
[様式4-産婦人科] 症例レポート(一般不妊症例)	-----	18 頁
[様式5-産婦人科] 症例レポート(体外受精または顕微授精症例)	-----	19 頁
[様式4-泌尿器科] 症例レポート(手術症例)	-----	20 頁
[様式5-泌尿器科] 症例レポート(手術症例以外)	-----	21 頁
[様式6] 診療実績一覧(任意提出)	-----	22 頁
[様式7] 研修期間延長申請書	-----	24 頁
生殖医療専門医制度細則	-----	25 頁

[様式 2]

--

事務局記入欄

(西暦) _____ 年度 日本生殖医学会 生殖医療専門医
認定試験申請書

(西暦) 年 月 日

(一社) 日本生殖医学会 理事長 殿

日本生殖医学会 生殖医療専門医認定試験の受験を申請します。

日本生殖医学会会員番号	
ふりがな	
氏 名	印
生年月日	(西暦) 年 月 日 生
現 勤務施設名	
同所在地	〒 -
	TEL:
現 自宅住所	〒 -
Email	
入会年月日 <small>注)申請時において継続して満5年以上の会員歴(研修開始以前2年間+研修3年以上)が必要です。</small>	(西暦) 年 月 日
基本領域専門医選択	産婦人科 ・ 泌尿器科 どちらかを○で囲んで選択してください(症例レポート、筆記試験における選択となります)
基本領域学会専門医番号 (初回取得年月日) (最終更新年月日)	初回取得(西暦 年 月 日) 最終更新(西暦 年 月 日)
研修開始登録年月日	(西暦) 年 月 日

[様式 3]

--

事務局記入欄

研修証明書

(西暦) 年 月 日

氏名 : _____

研修期間中の所属施設

所属期間(西暦)	所属施設名 [※]
年 月 ~ 年 月	
年 月 ~ 年 月	
年 月 ~ 年 月	
年 月 ~ 年 月	
年 月 ~ 年 月	
年 月 ~ 年 月	
年 月 ~ 年 月	
年 月 ~ 年 月	

※研修期間中に研修のため所属した全ての施設名と、所属期間を、所属開始時期の早いものから順に記載して下さい。なお、所属施設が認定研修施設の場合には施設名の前に◎をつけて下さい。

上記の者は、日本生殖医学会 生殖医療専門医制度に定められた研修を修了したことを証明する。

認定研修施設名 : _____ (指定番号) _____

指導責任医師(自署) : _____ 印 (生殖医療専門医登録番号) _____

[様式4-産婦人科]

事務局記入欄

症例レポート(一般不妊症例)

症例番号 () ※書き切れない場合は、1症例につきフォント10pt以上で2枚までに収まるように記載すること

申請者氏名
1: 既往歴・合併症
2: 不妊の現病歴(貴施設受診まで)
3: 検査成績
4: 診断
5: 治療の経過
6: その他

認定研修施設名: _____ (指定番号) _____

指導責任医師(自署): _____ 印 (生殖医療専門医登録番号) _____

[様式5-産婦人科]

事務局記入欄

症例レポート(体外受精または顕微授精症例)

症例番号 () ※書き切れない場合は、1 症例につきフォント 10pt以上で 2 枚までに収まるように記載すること

申請者氏名
1: 既往歴・合併症
2: 不妊の現病歴(体外受精・顕微授精治療開始まで)
3: 検査成績
4: 診断
5: 体外受精・顕微授精治療の経過
6: その他

認定研修施設名: _____ (指定番号) _____

指導責任医師(自署): _____ 印 (生殖医療専門医登録番号) _____

[様式4-泌尿器科]

事務局記入欄

症例レポート(手術症例)

症例番号 () ※書き切れない場合は、1症例につきフォント10pt以上で2枚までに収まるように記載すること

申請者氏名
1: 既往歴・合併症
2: 不妊の現病歴(貴施設受診まで)
3: 検査成績
4: 診断
5: 治療の経過
6: その他

認定研修施設名: _____ (指定番号) _____

指導責任医師(自署): _____ 印 (生殖医療専門医登録番号) _____

[様式5-泌尿器科]

事務局記入欄

症例レポート(手術症例以外)

症例番号 () ※書き切れない場合は、1 症例につきフォント 10pt以上で 2 枚までに収まるように記載すること

申請者氏名
1: 既往歴・合併症
2: 不妊の現病歴
3: 検査成績
4: 診断
5: 治療の経過
6: その他

認定研修施設名: _____ (指定番号) _____

指導責任医師(自署): _____ 印 (生殖医療専門医登録番号) _____

現行の手引き（本書）による生殖医療専門医認定試験は 2024 年度をもって終了し、2025 年度の生殖医療専門医認定審査より新・生殖医療専門医認定審査の手引き（新・手引き）が適用されます。2025 年度以降は新・手引きに準じて申請書類を作成、提出してください。

[様式7]

※3 年間の研修が終了する時点で、留学等により研修期間の延長を希望される方は、下記申請書を郵送にてご提出ください。提出された申請書をもとに生殖医療従事者資格制度委員会において審議し、決定について通知いたします。なお、細則 17 条により、原則的には委員会が妥当と認めた場合に 1 回の延長申請で 1 年までの延長が認められます。また細則第 4 条 2 項により、研修期間の延長は最大 2 年までです。

提出先： 〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-17-17 アイオス永田町 503 号
 一般社団法人日本生殖医学会 生殖医療従事者資格制度委員会 宛

生殖医療専門医制度
研修期間延長申請書

一般社団法人日本生殖医学会理事長 殿 (西暦) 年 月 日

下記により、研修期間延長を申請いたします。

ふ り が な 専 攻 医 氏 名	⑩
会 員 番 号	
生 年 月 日	(西暦) 年 月 日
研 修 開 始 年 度	(西暦) 年 月 日
延 長 理 由 (該当番号に○ 留学先・状況・その他は 内容を記載)	1. 留学のため (留学先：) 2. 出産・育児のため 3. 病気のため (状況：) 4. その他 (理由：)
連 絡 先 (郵送物送付先)	〒 T E L : E-mail :
延 長 希 望 期 間	(西暦) 年 月 日～ 年 月 日 ※4 月 1 日から 3 月 31 日までの年度単位でご記入ください。 _____ 年間の研修を延長希望 (1 年単位) ※延長は特別な理由がない限り 事由発生前 にお申し出が必要です。 事由前のお申し出ではない場合は延長が認められない場合があります。
備 考	

現行の手引き（本書）による生殖医療専門医認定試験は 2024 年度をもって終了し、2025 年度の生殖医療専門医認定審査より新・生殖医療専門医認定審査の手引き（新・手引き）が適用されます。2025 年度以降は新・手引きに準じて申請書類を作成、提出してください。

専門医制度細則

http://www.jsrm.or.jp/document/seishoku_new-saisoku.pdf